

岩出市手話言語条例

令和元年9月27日

条例第40号

言語は、互いの考えを理解し、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なものであり、人類の発展に大きく寄与してきた。手話は、日本語のような音声言語とは異なり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する。ろう者は、物事を考え、コミュニケーションを図り、互いの気持ちを理解し合うために必要な手段として、手話を大切に育んできた。ろう者にとって手話は「言語」であり、「いのち」ともいうべきものである。

これまで手話を習得し使用する環境が充分整備されていなかったことから、ろう者は生活するうえで不便や不安を感じる場面が多くあった。

このような中、国際的には障害者の権利に関する条約において、手話その他の非音声言語も言語に含まれることが明記され、我が国でも平成23年に改正された障害者基本法（昭和45年法律第84号）において手話は言語の一つであるということが明確化された。

岩出市においても、手話が言語であるという認識と手話に関する理解を深めるとともに、誰もが手話により心を通わせ合い互いを理解し尊重し合う共生社会を実現するため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に関する理解の促進及び普及並びに手話を学ぶ機会の確保を図り、市の責務及び市民の役割を明らかにするとともに、全ての市民が共に生きる地域社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第2条 手話の理解の促進及び普及は、ろう者が手話により意思疎通を図る権利を有しており、その権利を尊重することを基本として行わなければならない。

（市の責務）

第3条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話の理解の促進及び普及並びに手話を学ぶ機会の確保を図り、ろう者が手話でコミュニケーションを図りやすい環境を整備するため、必要な施策

を実施するものとする。

(市民の役割)

第4条 全ての市民は、基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、ろう者に対してサービスを提供するとき、又は、ろう者を雇用するときは、手話の使用に関して配慮するよう努めるものとする。

(施策の推進)

第6条 市は、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 手話の理解及び普及並びに手話を学ぶ機会の確保に関すること。
- (2) 手話による情報発信及び情報取得に関すること。
- (3) 手話による意思疎通支援に関すること。
- (4) 手話通訳者の配置及び養成などに関すること。

2 市は、前項各号に掲げる施策と市が別に定める障害者の福祉に関する計画との整合性を図るものとする。

3 市は、施策の実施状況の確認や見直しを行うため、ろう者、手話通訳者、その他関係者との協議の場を設けるよう努めるものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

※・議会可決…令和元年9月19日 ・施行開始…令和元年9月27日